

# グループホーム ユーカリ優都ぴあ 料金表

## <基本料金の詳細>

(1割負担)

<b>(A) 基本利用料(1ヶ月) 152,700円</b>	家賃 66,000円	食材料費 57,000円	水光熱費29,700円
--------------------------------	------------	--------------	-------------

### (B) 介護保険／介護予防 個別負担(佐倉市)

(注・1)1単位10,45円での計算となります。

(注・2)入居から30日間に限り初期加算が算定されるため、30日間で30単位が加算されます。

(注・3)生活機能向上訓練加算が算定された月は、30日間で200単位が加算されます。

(注・4)口腔衛生管理加算が、30日間で30単位が加算されます。

(注・5)口腔・栄養スクリーニング加算が算定された月は、30日間で20単位が加算されます。(6カ月ごと)

(注・6)科学的介護推進体制加算が、30日間で40単位が加算されます。

(注・7)栄養管理体制加算が、30日間で30単位が加算されます。

(注・8)生産性向上推進加算が、30日間で10単位が加算されます。

要介護度	①所定単位数 (1日あたり)	②サービス 提供体制強化 加算(1日あたり)	③月単位数計 (①+②)×30 (注:4+6+7+8)	④処遇改善加算 (③×18.6%) 月30日の場合	⑤地域加算 (③+④)×10.45	利用者負担額 月30日の場合	1ヶ月合計 利用料金 (A)+(B)
要支援2	749単位	22単位	23,240単位	4,323単位	288,033円	28,803円	<b>181,503円</b>
要介護1	753単位	22単位	23,360単位	4,345単位	289,517円	28,952円	<b>181,652円</b>
要介護2	788単位	22単位	24,410単位	4,540単位	302,527円	30,253円	<b>182,953円</b>
要介護3	812単位	22単位	25,130単位	4,674単位	311,451円	31,145円	<b>183,845円</b>
要介護4	828単位	22単位	25,610単位	4,763単位	317,397円	31,740円	<b>184,440円</b>
要介護5	845単位	22単位	26,120単位	4,858単位	323,720円	32,372円	<b>185,072円</b>

### <入居一時金>返還金制度あり

270,000円(3年償却)

$$\text{返還金} = \text{入居金} \times \frac{\text{償却期間(36ヶ月)} - \text{入居月数}}{\text{償却期間(36ヶ月)}}$$

### <施設維持管理費>

30,000円(入居時償却)

共用部電化製品の維持管理費に充てます。

### <個人が使用した消耗品等の費用>

個人で使用した品は実費精算となります。例えば、嗜好品、おむつ代、理美容代等。

### <医療費>

在宅と同じ条件であるため、医療保険により受診した場合、一部負担金が必要となります。また、入居時の健康診断費も必要となります。

お問い合わせ、ご見学、随時承っております。(担当:武藤・藤本)

R6.6.1改訂

# グループホーム ユーカリ優都ぴあ 料金表

## <基本料金の詳細>

(2割負担)

<b>(A) 基本利用料(1ヶ月) 152,700円</b>	家賃 66,000円	食材料費 57,000円	水光熱費29,700円
--------------------------------	------------	--------------	-------------

### (B) 介護保険/介護予防 個別負担(佐倉市)

(注・1)1単位10,45円での計算となります。

(注・2)入居から30日間に限り初期加算が算定されるため、30日間で30単位が加算されます。

(注・3)生活機能向上訓練加算が算定された月は、30日間で200単位が加算されます。

(注・4)口腔衛生管理加算が、30日間で30単位が加算されます。

(注・5)口腔・栄養スクリーニング加算が算定された月は、30日間で20単位が加算されます。(6カ月ごと)

(注・6)科学的介護推進体制加算が、30日間で40単位が加算されます。

(注・7)栄養管理体制加算が、30日間で30単位が加算されます。

(注・8)生産性向上推進加算が、30日間で10単位が加算されます。

要介護度	①所定単位数 (1日あたり)	②サービス 提供体制強化 加算(1日あたり)	③月単位数計 (①+②)×30 (注:4+6+7+8)	④処遇改善加算 (③×18.6%) 月30日の場合	⑤地域加算 (③+④)×10.45	利用者負担額 月30日の場合	1ヶ月合計 利用料金 (A)+(B)
要支援2	749単位	22単位	23,240単位	4,323単位	288,033円	57,607円	210,307円
要介護1	753単位	22単位	23,360単位	4,345単位	289,517円	57,904円	210,604円
要介護2	788単位	22単位	24,410単位	4,540単位	302,527円	60,506円	213,206円
要介護3	812単位	22単位	25,130単位	4,674単位	311,451円	62,291円	214,991円
要介護4	828単位	22単位	25,610単位	4,763単位	317,397円	63,480円	216,180円
要介護5	845単位	22単位	26,120単位	4,858単位	323,720円	64,744円	217,444円

### <入居一時金>返還金制度あり

270,000円(3年償却)

$$\text{返還金} = \text{入居金} \times \frac{\text{償却期間(36ヶ月)} - \text{入居月数}}{\text{償却期間(36ヶ月)}}$$

### <施設維持管理費>

30,000円(入居時償却)

共用部電化製品の維持管理費に充てます。

### <個人が使用した消耗品等の費用>

個人で使用した品は実費精算となります。例えば、嗜好品、おむつ代、理美容代等。

### <医療費>

在宅と同じ条件であるため、医療保険により受診した場合、一部負担金が必要となります。また、入居時の健康診断費も必要となります。

お問い合わせ、ご見学、随時承っております。(担当:武藤・藤本)

R6.6.1改訂

# グループホーム ユーカリ優都ぴあ 料金表

(3割負担)

## <基本料金の詳細>

<b>(A) 基本利用料(1ヶ月) 152,700円</b>	家賃 66,000円	食材料費 57,000円	水光熱費29,700円
--------------------------------	------------	--------------	-------------

## (B) 介護保険／介護予防 個別負担(佐倉市)

(注・1)1単位10,45円での計算となります。

(注・2)入居から30日間に限り初期加算が算定されるため、30日間で30単位が加算されます。

(注・3)生活機能向上訓練加算が算定された月は、30日間で200単位が加算されます。

(注・4)口腔衛生管理加算が、30日間で30単位が加算されます。

(注・5)口腔・栄養スクリーニング加算が算定された月は、30日間で20単位が加算されます。(6カ月ごと)

(注・6)科学的介護推進体制加算が、30日間で40単位が加算されます。

(注・7)栄養管理体制加算が、30日間で30単位が加算されます。

(注・8)生産性向上推進加算が、30日間で10単位が加算されます。

要介護度	①所定単位数 (1日あたり)	②サービス 提供体制強化 加算(1日あたり)	③月単位数計 (①+②)×30 (注:4+6+7+8+9)	④処遇改善加算 (③×18.6%) 月30日の場合	⑤地域加算 (③+④)×10.45	利用者負担額 月30日の場合	1ヶ月合計 利用料金 (A)+(B)
要支援2	749単位	22単位	23,240単位	4,323単位	288,033円	86,410円	<b>239,110円</b>
要介護1	753単位	22単位	23,360単位	4,345単位	289,517円	86,856円	<b>239,556円</b>
要介護2	788単位	22単位	24,410単位	4,540単位	302,527円	90,759円	<b>243,459円</b>
要介護3	812単位	22単位	25,130単位	4,674単位	311,451円	93,436円	<b>246,136円</b>
要介護4	828単位	22単位	25,610単位	4,763単位	317,397円	95,220円	<b>247,920円</b>
要介護5	845単位	22単位	26,120単位	4,858単位	323,720円	97,116円	<b>249,816円</b>

## <入居一時金> 返還金制度あり

270,000円(3年償却)

$$\text{返還金} = \text{入居金} \times \frac{\text{償却期間(36ヶ月)} - \text{入居月数}}{\text{償却期間(36ヶ月)}}$$

## <施設維持管理費>

30,000円(入居時償却)

共用部電化製品の維持管理費に充てます。

## <個人が使用した消耗品等の費用>

個人で使用した品は実費精算となります。例えば、嗜好品、おむつ代、理美容代等。

## <医療費>

在宅と同じ条件であるため、医療保険により受診した場合、一部負担金が必要となります。また、入居時の健康診断費も必要となります。

お問い合わせ、ご見学、随時承っております。(担当:武藤・藤本)

R6.6.1改訂